

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人エクスペリエンスデザインユニットと称し、英文では、Experience Design Unit General Incorporated Association と表示する。

(目的)

第2条 当法人は、エクスペリエンスデザインのプロセスを中心に、創造の理論や手法を学ぶ環境の提供・実践・研究を目的とし、すべてのステークホルダーおよび社会がより豊かになるサービスの創出を実現するために次の事業を行う。

1. 事業、サービスの設計および戦略支援
2. イベント、セミナーなどの企画・運営
3. 講師、人材の紹介および派遣
4. デザインの理論・プロセス・手法の研究および発表
5. 書籍、出版物の企画・制作および販売
6. 上記に附帯関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、官報に掲載してする。
なお、貸借対照表の公告は電子公告の方法で行うものとする。

(機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会および理事以外に監事を置く。

第2章 社員および賛助会員

(社員および賛助会員の資格)

第6条 当法人は、社員および賛助会員をもって構成する。

2 社員は、当法人の目的に賛同して入社した個人とし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

3 賛助会員は、当法人の目的に賛同して入社した個人または団体とする。

(入社)

第7条 当法人の成立後に社員または賛助会員となるには、当法人所定の入社申込書により入社の手続きを完了し、社員総会の承認を得なければならない。

(会費の負担)

第8条 当法人は、社員総会において社員および賛助会員の会費を定めることができるものとする。

(名簿)

第9条 当法人は、社員、賛助会員の氏名および住所を記載した社員名簿、賛助会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員、賛助会員に対する通知または催告は、社員名簿、賛助会員名簿に記載した住所、または社員、賛助会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退社)

第10条 社員および賛助会員は、いつでも退社することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第11条 当法人の社員または賛助会員が、当法人の名誉を毀損し、もしくは当法人の目的に反する行為をし、または社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第12条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき

- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

(賛助会員の資格喪失)

第13条 賛助会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 1年以上会費を滞納したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 総社員の同意があったとき

第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(開催)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

2 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第17条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第20条 社員総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(社員総会の決議等の省略)

第21条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事または社員から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての社員が、書面または電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が、社員総会に報告すべき事項を、全社員に通知した場合において、当該事項を報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第22条 社員は、当法人の社員1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長および出席理事が署名または記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事および代表理事

(理事の員数)

第24条 当法人の理事の員数は、5名以内とする。

(理事の選任の方法)

第25条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第26条 当法人に理事が2名以上いるときは、社員総会の決議によって代表理事1名を選定するものとする。

(理事の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(取引の制限)

第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(報酬等)

第29条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 監事

(監事の員数)

第30条 当法人の監事の員数は、1名とする。

(監事の選任の方法)

第31条 当法人の監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(監事の任期)

第32条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第33条 監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第34条

当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所および方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第36条 代表理事または理事は、毎事業年度、一般法人法第124条第1項の監査を受けた計算書類(貸借対照表および損益計算書)および事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第37条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書および事業報告ならびにこれらの附属明細書(監事の監査報告書を含む。)を、定時社員総会の日から1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第38条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 解散

(解散)

第39条 当法人は次に掲げる事由によって、解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 合併(合併により当法人が消滅する場合に限る。)
- (3) 社員が欠けたこと
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 解散を命じる裁判

(残余財産の帰属)

第40条 解散に伴い債務(基金の返還に係る債務を含む。)を完済した後に、当法人に残余財産があるときは、社員総会の決議により残余財産の分配につき決議するものとする。

第9章 附則

(設立時社員の氏名)

第41条 当法人の設立時社員の氏名は、次のとおりである。

藁 毅

増田 理絵(徳見 理絵)

宮島 敬右

漆野 真由美

(設立時の役員)

第42条 当法人の設立時理事および設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 藁 毅

設立時理事 増田 理絵(徳見 理絵)

設立時理事 漆野 真由美

設立時監事 宮島 敬右

(設立時の代表理事)

第43条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 藁 毅

(最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年6月30日までとする。

(定款に定めのない事項)

第45条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。